

静岡県港湾管理条例（昭和 36 年条例第 54 号）第 13 条の 2 第 2 項の規定に基づいて保管した物件に関して、同第 13 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 14 日

静岡県知事 川 勝 平 太

記

- 1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
自転車
1 台
- 2 保管した物件の存していた場所及び当該物件を除去した年月日
清水港の江尻物揚場と江尻 12 号岸壁の接地点付近
令和 4 年 9 月 29 日除去
- 3 当該物件を保管する期間及び場所
令和 4 年 12 月 29 日まで
静岡県清水港管理局
- 4 問い合わせ先
清水港管理局港営課 054-353-2269